

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の
「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事における施工の時期の平準化については、昨年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法第 17 条に基づく指針が改正され、地方公共団体は、平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされるとともに、工期が 1 年未満の公共工事に係る債務負担行為や柔軟な工期の設定等を講ずることが定められたところです。

これを踏まえ、総務省及び国土交通省は、各地方公共団体に対して、平準化に関する取組について速やかな実施を要請するとともに、各地方公共団体の平準化に関する取組の「見える化」として各地方公共団体に対する調査結果を公表することを通じて積極的な推進を図ることとしていましたが、このたび、「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、取組のより一層の推進を図るよう、入札契約適正化法第 20 条第 2 項に基づき、地方公共団体に対して別紙のとおり要請した旨の情報提供がありました。

また、先行的かつ積極的に平準化の取組を推進している地方公共団体の取組事例を共有するため、平成 28 年 4 月に作成・公表した「地方公共団体における平準化の取組事例について」についても、今回の調査結果の内容を踏まえて改訂を行い、地方公共団体に対して送付しています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文
- ・別添 1 地方公共団体における平準化の状況
（平準化率・取組状況の「見える化」概要）
- ・別添 2 地方公共団体における平準化の状況
－平準化率・取組状況の「見える化」－（都道府県・市区町村別一覧）
- ・別添 3 地方公共団体における平準化の推進 さしすせそ事例集【第 4 版】

【担当】事業部 堤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp